

1. 川内 (せんだい) 地域の概要

- ◆ 原子力災害対策重点区域内(概ね半径30kmの範囲)の人口は214,202人(平成26年4月現在)
- ◆ うち PAZ圏内(発電所より概ね5km)の人口 薩摩川内(さつませんだい)市4,902人
UPZ圏内(発電所より概ね5~30km)の人口 関係9市町209,300人。

2. 緊急事態対応体制

- ◆ 鹿児島県及び関係市町の対応体制
 - 警戒事態で、鹿児島県及び関係市町は、災害対策本部又は災害警戒本部を設置、住民等に対する情報提供、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- ◆ 国の対応体制
 - 警戒事態の前段階から、現地オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センターに原子力規制委員会事故警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
 - 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会事故対策本部の設置及び関係省庁事故連絡会議を開催し対応(環境副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣)。
 - 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、道府県・市町村等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。

3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応

- ◆ 医療機関・社会福祉施設(7施設、363人)の避難先は、鹿児島市と姶良(あいら)市の施設を確保。
- ◆ 在宅の避難行動要支援者460人は、支援者と避難、又は放射線防護対策を講じた近傍の屋内退避施設へ移動。
- ◆ 保育所・小中学校の幼児・児童等は、警戒事態の時点で保護者に引き渡し。引き渡しできない園児・生徒等は、予定された避難所にバスで移動し、その場で保護者に引き渡し。
- ◆ 必要となる輸送力は、約2,000人に対して、バス52台、福祉車両25台。薩摩川内(さつませんだい)市内のバス会社や九州電力の車両により、必要台数を確保。

4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応

- ◆ 全面緊急事態となった場合、PAZ圏内の住民の自家用車による避難とともに、自家用車による避難ができない住民、観光客等一時滞在者(想定対象人数約1,000人)を鹿児島市内のあらかじめ定められた避難先へバス等で移送。

5. UPZ圏内における対応

- ◆ 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- ◆ 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- ◆ その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時20 μ Sv以上となる区域を1日以内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により概ね1週間以内に一時移転を実施する。
※ 空間放射線量率が毎時500 μ Sv以上となる区域が特定された場合は当該地域の住民を速やかに避難させる。
- ◆ 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、鹿児島県及び関係市町に対し、TV会議システムを用いて伝達。関係市町から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報(エリアメール等)、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。
- ◆ 鹿児島県は、一時移転の指示が出た場合には、予め用意した避難先候補施設リストが入力された「原子力防災・避難施設等調整システム」により、避難先を選定。
- ◆ 医療機関・社会福祉施設については、鹿児島県では、川内(せんだい)原発から半径5~10km圏にある施設(10施設463人)について、PAZ圏内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保(10~30km圏にある医療機関、社会福祉施設(227施設9,703人)については、一時移転の指示が出た場合、鹿児島県の調整により、避難先を確保)。
- ◆ 教育機関等については、関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示に従い、学校等の対応(屋内退避)及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)する。

6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・補給策

- ◆ 県、関係市町では、必要となる放射線防護資機材、物資、燃料を備蓄。
- ◆ 県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、要請に応じ物資関係省庁は関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点へ物資搬送。

7. 緊急時モニタリングの実施体制

- ◆ 事故時に緊急に放射線量・放射性物質濃度等を測定する緊急時モニタリングを県・国・原子力事業者・指定公共機関等が連携して実施。

8. 緊急被ばく医療の実施体制

- ◆ 住民の安定3 α 素剤の服用、避難時の検査・除染等を実施。

9. 国の実動組織の支援体制

- ◆ 不測の事態の場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保)による各種支援を必要に応じて実施。

川内 (せんだい) 地域の緊急時対応① (避難・屋内退避の考え方)

区域	種別	対象者数(人)	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から5km圏内)	避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設)	363	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	<p>対象施設(7施設)</p> <p><避難可能な者> バス10台、福祉車両5台(職員同乗)により避難</p> <p>避難先(鹿児島市内、始良市内13施設)</p> <p><無理に避難すると健康リスクが高まる者> 施設内移動(職員が介護)</p> <p>屋内退避施設(PAZ圏内1施設)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 避難計画において、避難元施設ごとに避難先施設を設定 調査の結果、無理に避難すると健康リスクが高まる者は入院患者のみ。該当の入院患者は、病院敷地内の屋内退避施設へ移動。
	避難行動要支援者(在宅)	457		<p>対象者(457名)</p> <p><避難可能な者> バス31台、福祉車両8台(支援者同乗)により避難</p> <p>避難先施設(鹿児島市内7施設) → 福祉避難所(鹿児島市内)</p> <p><無理に避難すると健康リスクが高まる者> 福祉車両12台により移動(ピストン輸送)</p> <p>屋内退避施設(PAZ圏内5施設:約300人^(*)収容)</p> <p><small>(*)屋内退避施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者、市職員が入る予定。</small></p>		<ul style="list-style-type: none"> 一般住民を対象とした避難計画に基づき鹿児島市内の避難先施設に避難するが、避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所へ移動 避難することによりリスクが高まると考えられる避難行動要支援者は、あらかじめ定められた近隣の屋内退避施設へ移動
	避難行動要支援者(学校・保育所)	385		<p>対象施設(6施設)</p> <p>バス最大11台(教職員同乗)により避難</p> <p>避難先施設(鹿児島市内7施設) → 保護者引渡し</p>		<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始 保護者へ引渡しができなかった場合は、保護者の避難先へ避難のうえ、保護者に引き渡す
	一般住民	3,697 [※]		<p>保護者引渡し</p> <p>対象者(3,697名)</p> <p><自家用車で避難可能な者> 自家用車で移動(2,881人) → 避難先施設(鹿児島市内7施設)</p> <p><自家用車で避難できない者> 集合場所(17箇所) → バス33台により避難(816人)</p> <p>一般住民の避難準備を開始</p>		<ul style="list-style-type: none"> 避難計画において定められている避難先へ避難 自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、県及び関係市町が準備したバス等で移動。
	合計	4,902				

※ 一般住民の対象者数は、PAZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

川内 (せんだい) 地域の緊急時対応② (屋内退避・一時移転の考え方)

区域	種別	対象者数(人)	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所から5~30km圏内)	避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設)	10,166		屋内退避の準備を開始		<ul style="list-style-type: none"> ① 避難元施設ごとに避難先施設を事前設定 ② 県内の受入候補施設の情報をも県が整備する「原子力防災・避難施設等調整システム」に登録。県が受入施設を決定
	避難行動要支援者(在宅)	5,688				<ul style="list-style-type: none"> 一般住民を対象とした避難計画に基づき鹿児島県内の避難先施設に避難するが、避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所に移動
	避難行動要支援者(学校・保育所)	31,824	対象施設(240施設)			<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始 保護者へ引渡しができなかった場合は、全面緊急事態発生による屋内退避を行い、その後指示に基づき一時移転先に移動し、保護者に引き渡す
	一般住民	161,622※1	保護者引渡し			<ul style="list-style-type: none"> 避難計画で定めている避難先へ一時移転(14市5町:避難先施設合計822箇所) 自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、県及び関係市町が準備したバス等で移動。
	合計	209,300				

※1 一般住民の対象者数は、UPZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

※2 UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施

鹿児島県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、政府の支援の下、隣接県等から輸送手段を調達。